

令和3年10月6日

報道関係者 各位

島原半島初!! 「災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」締結式

標記の件について、下記及び別紙のとおり締結式を開催しますのでお知らせします。

記

- 1 日 時 令和3年10月13日（水） 13：30
- 2 場 所 島原市役所 2A会議室
- 3 概 要 この協定は島原市内で災害が発生した場合に災害廃棄物を適正・円滑に処理し、早期の災害復旧を図るため、長崎県環境保全協会・長崎県環境整備事業協同組合との協力体制を整えることを目的に締結します。

※ コロナの感染状況により延期又は中止となる場合があります。



【担当から一言】

長崎県環境保全協会・長崎県環境整備事業協同組合と協定を結びます。
島原半島では初の取り組みとなりますので、よろしくお願いします。

担当：島原市市民部環境課 クリーン資源班

担当 寺田

電話：0957-63-1111（内線 193）

E-mail：kankyo@city.shimabara.lg.jp

「災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」締結式

島原市市民部環境課

1 目的

この協定は島原市内で災害が発生した場合に災害廃棄物を適正・円滑に処理し、早期の災害復旧を図るため、長崎県環境保全協会・長崎県環境整備事業協同組合との協力体制を整えることを目的に締結します。

2 協定内容

災害に伴い発生するし尿、浄化槽汚泥、生活ごみ、倒壊した建物等の撤去等に伴って発生する廃棄物の撤去・収集・運搬の協力。

3 締結式次第

(1) 出席者紹介

(2) 協定概要説明

(3) 協定書への署名

長崎県環境保全協会	会長	西川	勝則
長崎県環境整備事業協同組合	理事長	山口	康児
島原市長		古川	隆三郎

(4) 記念撮影

(5) 挨拶

島原市長		古川	隆三郎
長崎県環境保全協会	会長	西川	勝則
長崎県環境整備事業協同組合	理事長	山口	康児

4 半島内の状況

・長崎県環境保全協会・長崎県環境整備事業協同組合との協定は島原半島初。